

入札説明書等に関する質問回答書

<別添資料5 事業契約書(案)>

No	頁 No.	大項目	中項目	小項目	細項目	項目	質問事項	回答
205	1					前文	平成16年6月1日公表の施設設計要求書(案)等に関する質問回答集、及び平成16年8月2日公表の実施方針等に関する意見・提案書まとめに記載されている大学の見解・方針は、本契約と共に適用される事項には、含まれないのでしょうか。ご教示願います。	ご指摘のとおりですので、加筆します。
206	5	第2章		第5条	第1項	本件事業の概要	「原始的に熊本大学に帰属することを相互に確認する」とありますが、具体的にどのような行動を伴う事になるのでしょうか。ご教示賜りたく存じます。	本条は確認規定であるため、契約の締結以外に特段必要な行為はありません。本件事業は引渡しによる所有権移転がありませんので、所有権の帰属を明確にする趣旨です。
207	6	第2章		第8条	第1項	関係者会議	関係者協議会の設立時期、メンバー構成、開催頻度、協議会の設置期間について、現段階での考えをお示しください。	関係者協議会の設立時期は、事業契約締結後なるべく早い時期を考えています。メンバー構成等については、大学は施設部課長、事業者は役員を予定しています。
208	6	第2章		第9条	第1項	建設用地及び用地使用	「各工事開始日までに、各建設用地を業者に提供する」とありますが、準備工事に必要な作業等のため契約開始から用地の提供をお願いすることは可能でしょうか。	可能です。
209	6	第3章		第11条	第1項	本件施設の設計	「基本設計に係る図書の不備および瑕疵がある場合には、事業者は、これを補正する内容の実施設設計を行い、大学は、これに要する合理的な増加費用を負担する」とありますが、提案後に不備が判明した場合、事業者はサービス購入料とは別に、増加費用を大学から受領することになるのでしょうか。	現段階では、増加費用の支払いについては、関係者協議会において協議の上、定めることを予定しています。
210	6	第3章		第11条	第1項	本件施設の設計	貴学が負担する合理的な増加費用は、利息を含んで施設整備費に加算して支払われると理解して宜しいでしょうか。	現段階では、増加費用の支払いについては、関係者協議会において協議の上、定めることを予定しています。なお、ご質問の利息ですが、本条項で、何に対する利息を意図されているのか不明です。
211	7	第3章		第12条	第2項	設計図書の変更	合理的な増加費用には、直接的なコスト変動に伴って発生する、金融再組成費用等の間接的なコストも含まれるという認識でよいでしょうか。	融資に係る金融費用については、合理的と認められる範囲で増加費用を熊本大学が負担する考えであります。
212	8	第3章		第13条	第1項	法令変更等による設計変更等	貴学が負担する合理的な増加費用は、利息を含んで施設整備費に加算して支払われると理解して宜しいでしょうか。	現段階では、増加費用の支払いについては、関係者協議会において協議の上、定めることを予定しています。
213	8	第3章		第13条	第2項	法令変更等による設計変更等	「事業者の費用の増減については、合理的な範囲で熊本大学に帰属する」とありますが、一定額については大学が負担するということでしょうか。また、その場合の「合理的な範囲」を具体的にご教示下さい。	前段は、現段階では回答できかねます。後段は、現段階では、関係者協議会において協議の上、定めることを予定しています。なお、第13条第2項及び第24条第3項を修正し、契約書(案)の改訂版を後日公表いたします。
214	8	第3章		第13条	第3項	法令変更等による設計変更等	本条項による竣工予定日の変更についてはペナルティがないことを明記していただくことは可能でしょうか。	原案どおりとします。なお、法令変更により工期延長になった場合の事業者が生じた増加費用や損害については、第62条2項によります。
215	10	第3章		第17条	第4項 第5項 第6項	設計の完了	施設購入費、維持管理費ともに、総額は提案時点から変更できないが、内訳については変更可能ということでしょうか。	施設整備費相当の総額及び維持管理費相当の総額は変更できません。提案時点の機能・性能を変えない範囲での内訳の変更は可能と考えます。

<別添資料5 事業契約書(案)>

No	頁 No.	大項目	中項目	小項目	細項目	項目	質問事項	回答
216	10	第3章		第17条	第5項	設計の完了	「施設購入費内訳表」は何を示すのでしょうか。また、これを実施設計に先立ち大学側に提出することにより、この金額と実施設計後に算出する工事費の金額の相違がある場合の取扱いはどうなるのでしょうか。ご教示下さい。	前段は、施設設計要求書P5 3 公共建築数量積算基準(統一基準)及び 公共建築設備数量積算基準(統一基準)に基づいた内訳表になります。 後段は、施設整備費相当の総額及び維持管理費相当の総額は変更できませんが、提案時点の機能・性能を変えない範囲での内訳の変更は可能と考えます。
217	10	第3章		第17条	第5項	設計の完了	提案後に、サービス対価の内訳表の作成・提示を求められていますが、どのレベルまでの内訳を想定しますか。大項目レベルの内訳という認識でよいでしょうか。	施設設計要求書P5 3 公共建築数量積算基準(統一基準)及び 公共建築設備数量積算基準(統一基準)に基づいた内訳表になります。
218	11	第4章		第18条	第2項	整備予定施設の撤去等	「熊本大学が当該増加費用を負担し」とありますが、具体的な支払い方法をご教示下さい。	現段階では、増加費用の支払いについては、関係者協議会において協議の上、定めることを予定しています。
219	11	第4章		第18条	第2項	整備予定施設の撤去等	参考補修設計数量を超えた部分の補修に係る合理的な範囲の費用とありますが、ここでの合理的な範囲という意味は、合理的に必要とされる範囲と考えてよいですか。それとも一定の金額制限を想定しているのでしょうか。	補修(補強)に必要なとされる合理的な範囲の費用を意味します。
220	11	第4章		第18条	第3項	整備予定施設の撤去等	躯体に存在する瑕疵を事由とした工期の延長については第38条の大学の責めに帰すべき事由による延長と考えてよいですか。	ご質問の場合は「大学の責めに帰すべき事由」には該当ませんが、考え方としては、撤去工事の遅延について定めた18条3項但書の「又は、以降同様、工期延長の場合と同視できます。
221	11	第4章		第18条	第3項	整備予定施設の撤去等	貴学が負担する合理的な増加費用には、遅延により事業者に生じたブレイクファンディングコスト等の金融費用(調達コスト固定化措置にかかる増加費用(スワップにかかる増加費用等))が含まれると理解して宜しいでしょうか。また、増加費用の支払スケジュールはどのようになりますでしょうか。	前段の融資に係る金融費用については、合理的と認められる範囲で増加費用を熊本大学が負担する考えであります。 後段は、現段階では、増加費用の支払いについて、関係者協議会において協議の上、定めることを予定しています。
222	12	第4章		第19条	第4項	本件施設の改修	第4項で大学に提出する「保険...これに代わるもの」とは、どのようなものを想定されておられますか?ご教示賜りたく存じます。	保険証書に代わり保険加入の事実を証明できるもので、付保証明書等を含み別紙4に示した付保の条件がわかるものとします。
223	14	第4章		第24条	第1項	改修に伴う各種調査	24条1項に起因して引渡日が伸びた場合、増加費用及び損害金には、事業者に生じたブレイクファンディングコスト等の金融費用(調達コスト固定化措置にかかる増加費用(スワップにかかる増加費用等))が含まれると理解して宜しいでしょうか。貴学が負担する増加費用及び損害金の支払スケジュールはどのようになりますでしょうか。	前段の融資に係る金融費用については、合理的と認められる範囲で増加費用及び損害金を熊本大学が負担する考えであります。 後段は、現段階では、増加費用及び損害金の支払いについて、関係者協議会において協議の上、定めることを予定しています。
224	14	第4章		第24条	第2項	改修に伴う各種調査	既存躯体のコンクリート強度について、大学側が基本設計にて設定した強度が、調査により確保できないことが判明した場合、強度不足に起因する耐震補強の変更のコスト増については大学側の負担と考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。第18条2項により対処します。
225	14	第4章		第24条	第3項	改修に伴う各種調査	貴学が負担する追加費用及び損害金には、地質障害、地中障害及び埋蔵物文化財調査等による事業スケジュール遅延に伴い事業者に生じたブレイクファンディングコスト等の金融費用(調達コスト固定化措置にかかる増加費用(スワップにかかる増加費用等))が含まれると理解して宜しいでしょうか。また、かかる費用の支払スケジュールはどのようになりますでしょうか。	前段の融資に係る金融費用については、合理的と認められる範囲で増加費用及び損害金を熊本大学が負担する考えであります。 後段は、現段階では、増加費用及び損害金の支払いについて、関係者協議会において協議の上、定めることを予定しています。

<別添資料5 事業契約書(案)>

No	頁 No.	大項目	中項目	小項目	細項目	項目	質問事項	回答
226	14	第4章		第25条	第1項	本件施設の改修に伴う近隣対策	工事実施計画を説明する近隣住民は敷地に隣接する範囲と考えてよろしいでしょうか。ちがう場合は範囲をご指示ください。	特定行政庁による指導の範囲及び事業者が行う工事によって影響を受ける範囲とします。
227	15	第4章		第25条	第7項	本件施設の改修に伴う近隣対策	本件PFI事業の実施自体に関連する近隣調整は貴学において対応し、事業者は費用負担しないという理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりですが、PFI事業の実施自体に関連する近隣調整は特に想定しておりません。
228	15	第4章		第26条	第2項	熊本大学による説明要求及び建設現場立会い	「熊本大学は、本件工事開始前及び工事中、随時、事業者に対して質問をし、本件工事について説明を求めることができる」とあるが、本件工事開始前には、実施設計期間中も含まれますか。	本件工事開始前は、実施設計期間中も含まれます。
229	15	第4章		第25条	第5項	本件施設の改修に伴う近隣対策	近隣調整に関して、事業計画の変更を承諾するとあるが、この事業計画変更の対象には、計画変更に伴うサービス対価の変更等も含まれているという認識でよいでしょうか。	計画変更の事由によります。
230	16	第4章		第26条	第3項	熊本大学による説明要求及び建設現場立会い	「熊本大学は、設計・改修期間中、事業者に対する事前の通知を行うことなく、随時、本件工事に立ち会うことができる」とありますが、設計期間中の「本件工事に立ち会う」とはと考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
231	16	第4章		第26条	第5項	熊本大学による説明要求及び建設現場立会い	「事業者は、設計・改修期間中において事業者が行う、工事監理者が定める本件施設の検査又は試験について、事前に熊本大学に通知する」とありますが、設計期間中に工事監理者が行う検査又は試験とは何でしょうか。工事監理者の業務は、実施設計完了後に発生すると考えられます。	前段は、特に想定していません。後段は、ご理解のとおりです。
232	16	第4章		第27条	第2項	工事の中止	貴学が負担する合理的な増加費用には、業者に生じたブレークファンディングコスト等の金融費用(調達コスト固定化措置にかかる増加費用(スワップにかかる増加費用等))が含まれると理解して宜しいでしょうか。また、かかる費用の支払スケジュールはどのようになりますでしょうか。	前段は、工事の中止が事業者の責めに帰すべき事由に基づく場合を除き、大学が負担する増加費用について、融資に係る金融費用は合理的と認められる範囲で増加費用及び損害金を熊本大学が負担する考えであります。後段は、現段階では、増加費用の支払いについて、関係者協議会において協議の上、定めることを予定しています。
233	17	第4章		第30条	第4項 / 別紙2	熊本大学による本件施設の完工確認及び完工確認通知の交付	完工確認通知書を受領するために必要な別紙2の書類のうち、竣工図については竣工後の作成となり、ある程度の時間を要します。完工確認通知のために必要な資料から削除頂くことは可能でしょうか。	削除しません。
234	18	第4章		第32条		施設整備費相当の支払	施設整備費の支払いは、維持管理業務と関係なく別紙7のスケジュールで支払われると理解して宜しいでしょうか。	施設整備費相当は、維持管理期間のモニタリングによる減額対象ではありませんので、ご理解のとおりです。
235	18	第4章		第33条	第1項	本件施設の瑕疵担保	「当該瑕疵が本件工事開始前から整備予定施設の躯体に存在していたこと」の立証責任を事業者が負う場合、18条2項における補修を保守的に行わざるを得ず、かかる費用が増加することが想定されます。立証責任は貴学において負って頂けませんでしょうか。	原案とおりとします。
236	18	第4章		第33条	第1項	本件施設の瑕疵担保	33条1項の費用を貴学が負担することとなった場合、かかる費用はどのようなスケジュールで支払われるのでしょうか。	現段階では、費用の支払いについて、関係者協議会において協議の上、定めることを予定しています。
237	19	第4章		第33条	第4項 / 別紙6	本件施設の瑕疵担保	瑕疵の修補及び損害の賠償をなすことについての保証につき、保証様式が規定されておりますが、工事請負契約が複数存在する場合には、それぞれの契約ごとに本様式を提出する必要があるのでしょうか。また、共同して施工する場合にはその代表企業が本保証様式の「建設者」となるのでしょうか。	前段は、保証書は、各請負人それぞれに提出していただきます。なお、その際の被保証債務の範囲は、担当する請負工事内容により制限されず、各請負人に事業契約第33条第1項の債務全体を保証していただきます。後段は、共同企業体の場合は、ご理解のとおりです。

<別添資料5 事業契約書(案)>

No	頁 No.	大項目	中項目	小項目	細項目	項目	質問事項	回答
238	20	第5章		第35条	第1項	本件施設の維持管理に伴う近隣対策	維持管理に伴う近隣対策につき、具体的にご教示願います。	具体的な対策として特に想定しているものは現在ございませんが、条例その他現地に適用されるガイドライン等を遵守していただくことを想定しています。
239	21	第5章		第38条	第1項	運転開始の遅延	第1項に基づき貴学が負担する合理的な増加費用は、利息を含んで施設整備費に加算して支払われると理解して宜しいでしょうか。	現段階では、増加費用の支払いについて、関係者協議会において協議の上、定めることを予定しています。
240	21	第5章		第38条	第2項	運営開始の遅延	国立大学法人熊本大学発注工事請負等契約規則に定める遅延利率の割合について、現段階の水準をお示しください。	規則を公表致します。
241	21	第5章		第38条	第2項	運営開始の遅延	遅延利率を定めている「国立大学法人熊本大学発注工事請負等契約規則」は別途公表していただくという理解でよろしいでしょうか。	規則を公表致します。
242	21	第5章		第38条	第2項	運営開始の遅延	国立大学法人熊本大学発注工事請負契約等契約規則に定める遅延利率とは何%になりますか？	規則を公表致します。
243	22	第5章		第40条	第2項	本件施設の修繕	2項に基づき貴学が負担する費用の支払スケジュールは、どのようになるのでしょうか。(一括払いでしょうか、利息を含んで施設整備費に上乗せして支払われるのでしょうか。)	現段階では、支払方法について、関係者協議会において協議の上、定めることを予定しています。
244	22	第5章		第40条	第3項	本件施設の修繕	大規模修繕実施により、事業者が行う維持管理業務の範囲が変更となった場合、これに合わせて維持管理費も変更いただけるという理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
245	24	第5章		第44条	第1項	サービス購入料の支払	維持管理対価の減額について、維持管理業務のモニタリングにより減額対象となるのは維持管理対価のみ(施設整備費は減額対象にならない)という理解で宜しいでしょうか。(事業契約解除時に相殺の対象となることは了解しております。)	ご理解のとおりです。
246	26	第6章		第50条	第1項	維持管理開始日以前の解除	「熊本大学は、事業者帰責の場合、事業契約の全部又は一部を解除することができる(既に熊本大学に対して引渡しが行われた本件施設に対する維持管理業務に関する部分を解除することもできる。)」との規定になっていますが、既に行われて解除された、維持管理業務部分の業務対価への補償、並びに当該維持管理業務の将来の逸失利益補填については、如何お考えになりますか？そもそも既に引渡し終了した物件での業務迄解除される事は如何と思われるのですが、どのように整理されておられるのか、ご教示賜りたく存じます。	前段は、既に引渡し完了し維持管理業務を行っている部分については、解除前までに履行済の当該維持管理業務に係るサービス購入料の未払額を支払います。なお、将来の逸失利益についての補填はしません。 後段は、本事業は事業者が施設改修整備業務及び維持管理業務を一体としてサービス提供をお願いするものであり、部分的であれ事業者の責めに帰すべき事由で解除になる事項が発生した場合は、一体的なサービス提供の要求に満たないものと考えます。
247	27	第6章		第50条	第2項	維持管理開始日以前の解除	契約解除時に規定されている、本件工事費等相当買受代金の対象が出来高部分であると記述されているが、この出来高部分には、設計費や工事監理費は含まれるという認識でよいでしょうか。履行保証保険の対象には、設計費と工事監理費も含まれているため、レベルを一致させるためには、出来高部分の対象には、当該費用は当然含まれるものと認識しています。	ご理解のとおりです。
248	27	第6章		第50条	第2項	維持管理開始日以前の解除	出来高部分には、SPC設立費用や、融資組成費用等の開業費も含まれるという認識でよいでしょうか。	合理的な範囲で出来高に含まれると考えております。
249	27	第6章		第50条	2項他	維持管理開始日以前の解除	契約解除時において、サービス購入料の残額を一括で支払うような場合には、スワップ契約解除に伴うコスト等の金融費用を官側が負担される建付けになっているものと認識致します。	合理的と認められる範囲で増加費用を熊本大学が負担する考えであります。

<別添資料5 事業契約書(案)>

No	頁 No.	大項目	中項目	小項目	細項目	項目	質問事項	回答
250	27	第6章		第50条	第2項	維持管理開始日以前の解除	第50条(維持管理開始日以前の解除) 第2項によると、事業者は違約金として本件工事費等相当分の10%に相当する金額を負担し、大学は当該出来高部分の本件工事費等相当買受代金と相殺することができとなっているが、大学は違約金分を履行保証保険で受取り、当該出来高部分の本件工事費等相当買受代金を違約金とは相殺せずに事業者に支払うのが通常の建付けと史料されます。従って、事業契約(案)には、履行保証保険の保険金をもって、違約金に充当する旨の規定を追加して、履行保証保険の保険金プラス違約金を負担するようなケースを避けるように明文化すべきであると考えます。	原案とおりとします。
251	27	第6章		第50条	第3項	維持管理開始日以前の解除	事業契約50条第3項の損害賠償請求、第51項の費用求償、第51条第3項の損害賠償請求については、施設整備費とは相殺禁止とされる事を強く希望します。	「国立大学法人熊本大学債権管理規則」第18条に準じ、大学は相殺する義務が生じます。
252	27	第6章		第50条	第4項	維持管理開始日以前の解除	「…本件施設の改修進捗程度からみて本件土地の原状(更地)回復が社会通念上合理的であると認められる場合、…」本件土地の原状(更地)回復とは、既存躯体を撤去し、更地とすることを意味するのでしょうか。	増築部分については、更地とすることがあります。 なお、第50条第4項を修正し、契約書(案)改訂版を後日公表いたします。
253	27	第6章		第50条	第4項	維持管理開始日以前の解除	第4項に規定される「土地の原状回復が社会通念上合理的であると認められる場合」とは？具体的にどのような場合を想定されておられますか？ご教示賜りたく存じます。	本契約解除後に予定される新たな請負人による建設工事において、改修途中の建物を利用して工事を計画・遂行することが完成建物の性能・工期・作業の難易・費用等の点から合理的でない場合を意味します。 なお、第50条第4項を修正し、契約書(案)改訂版を後日公表いたします。
254	27	第6章		第50条	第4項	維持管理開始以前の解除	「本件土地の原状(更地)回復が社会通念上合理的であると認められる場合」とは、本件のような改修工事においては例えばどのようなことを想定されていますでしょうか。(新築工事(もともとが更地)の場合、杭打ちに着手していないなど建築工事の進捗程度が全体からみて僅かしかない場合が想定されますが、改修工事において更地回復を行うことが社会通念上合理的であると認められることがあるのでしょうか。)	本契約解除後に予定される新たな請負人による建設工事において、改修途中の建物を利用して工事を計画・遂行することが完成建物の性能・工期・作業の難易・費用等の点から合理的でない場合を意味します。 なお、第50条第4項を修正し、契約書(案)改訂版を後日公表いたします。
255	27	第6章		第51条	第2項	維持管理開始日以後の解除	全維持管理期間の維持管理業務費の100分の10に相当する額は過大すぎと考えられます。他のPFI事例を踏まえると、違約金の額は年間維持管理費の20～25程度が妥当と考えますがいかがでしょうか。	解除部分の全維持管理期間の維持管理業務費の100分の10とします。
256	28	第6章		第52条	第1項	熊本大学による任意解除	180日以上前に通知を行えば、大学は一方的に契約を解除できるとありますが、事前に事業者と協議を行い、事業者が承諾した場合にのみ、契約を解除できるように変更していただきたい。	原案とおりとします。
257	28	第6章		第52条	第1項	熊本大学による任意解除	本条における契約解除においては、本件工事費等相当分を支払うとあるが、当該「本件工事費等相当」には、事業者が本事業遂行のために投じた、開業費も含まれているという認識でよいでしょうか。大学側からの一方的な契約解除においては、事業者がそれまでに投じた全てのコストを支払っていただくことは当然と考えます。	ご理解のとおりです。なお、本件工事費等とは、別紙7「1.(2)サービス購入料の構成」の表中「1) ア 本件工事費等」になります。
258	28	第6章		第52条	第1項	熊本大学による任意解除	熊本大学による任意解除として、解除される場面として如何なる場面を想定されておられますか？任意解除に際して賠償される損害には事業者の逸失利益を含めて一切の損害がカバーされると認識して宜しいでしょうか？	については、現段階では特に想定していません。 については、逸失利益は含みません。

<別添資料5 事業契約書(案)>

No	頁 No.	大項目	中項目	小項目	細項目	項目	質問事項	回答
259	29	第6章		第53条	第3項	熊本大学の債務不履行による契約終了	第3項で(金銭支払義務を除く)とされており、おられる事由につきご教示賜りたく存じます。	金銭支払義務については、第1項で規定しています。
260	29	第6章		第53条	第4項	熊本大学の債務不履行による契約終了	本条における契約解除においては、本件工事費等相当分を支払うとあるが、当該「本件工事費等相当」には、事業者が本事業遂行のために投じた、開業費も含まれているという認識でよいでしょうか。大学側の事由による契約解除においては、事業者がそれまでに投じた全てのコストを支払っていただくことは当然と考えます。	ご理解のとおりです。なお、本件工事費等とは、別紙7「1.(2)サービス購入料の構成」の表中「1) ア 本件工事費等」になります。
261	29	第6章		第54条	第1項	法令変更による契約の終了	本条における契約解除においては、本件工事費等相当分を支払うとあるが、当該「本件工事費等相当」には、事業者が本事業遂行のために投じた、開業費も含まれているという認識でよいでしょうか。	ご理解のとおりです。なお、本件工事費等とは、別紙7「1.(2)サービス購入料の構成」の表中「1) ア 本件工事費等」になります。
262	29	第6章		第54条		法令変更による契約の終了	貴学が負担する増加費用には、事業者が生じたブレイクファンディングコスト等の金融費用(調達コスト固定化措置にかかる増加費用(スワップにかかる増加費用等))が含まれると理解して宜しいでしょうか。	融資に係る金融費用については、合理的と認められる範囲で増加費用を熊本大学が負担する考えであります。
263	29	第6章		第55条	第1項	不可抗力による契約終了	本条における契約解除においては、本件工事費等相当分を支払うとあるが、当該「本件工事費等相当」には、事業者が本事業遂行のために投じた、開業費も含まれているという認識でよいでしょうか。	ご理解のとおりです。なお、本件工事費等とは、別紙7「1.(2)サービス購入料の構成」の表中「1) ア 本件工事費等」になります。
264	30	第6章		第55条		不可抗力による契約終了	貴学が負担する増加費用には、事業者が生じたブレイクファンディングコスト等の金融費用(調達コスト固定化措置にかかる増加費用(スワップにかかる増加費用等))が含まれると理解して宜しいでしょうか。	融資に係る金融費用については、合理的と認められる範囲で増加費用を熊本大学が負担する考えであります。
265	32	第7章		第59条	第1項	熊本大学による事実の表明・保証及び誓約	「熊本大学は事業者に対して、本契約締結日現在において次の事実を表明し保証する」とありますが、その表明・保証方法につき具体的にご教示下さい。	契約書上で表明・保証します。それ以外に特段の方法は想定していません。
266	33	第8章		第60条	第1項	保証	本件において履行保証保険の対象期間を、基本契約締結～最後の維持管理開始日までと、長期間に亘って求めています。保険期間が長くなればなるほど保険料は高騰します。従来方式(個別発注)における履行保証保険的なコストと、本規定に基づく履行保証保険料とを比べると、明らかにPFI事業実施の方がコスト増加となると認識しています。当該設定条件によって、VFMは適正に算出されているのでしょうか。	履行保証保険は、棟ごと(工学部1号館、工学部2号館、理学部1・2号館、理学部3号館)に設計から引渡し完了までを保険対象期間とする付保も可能とします。但し、事業契約締結後～全施設引渡し完了までの期間を網羅して下さい。
267	48	別紙7	1	(2)		サービス購入料の構成	事業者の利益について、維持管理費用相当の「イ その他費用」に含めているが、当該利益を、施設整備費相当の「イ 割賦金利」にも含めてよいでしょうか。割賦元本と外部調達元本差による金利差により、割賦金利には少なからず事業者利益が含まれてしまいます。	事業者の提案とします。
268	49	別紙7	1	(3)	1)	サービス購入料の算定方法	提案時の金利見直し時期を、平成17年7月1日に設定されている理由をお示しください。	設計・改修期間中の事業者の金利リスクを考慮し、かつ次年度の概算要求に支障がない時期としました。
269	49	別紙7	1	(3)	1)	サービス購入料の算定方法	基準金利について、TSRの10年物を指定していますが、事業者が金融機関から調達する期間と一致しません。割賦金利と調達金利の基準を一致させるのが一番望ましいですが、最低限、期間だけでも一致することを再考していただけないでしょうか。	原案どおりとします。

<別添資料5 事業契約書(案)>

No	頁 No.	大項目	中項目	小項目	細項目	項目	質問事項	回答
270	49	別紙7	1	(3)	1)	サービス購入料の算定方法	本事業においては、スタート時期が異なる複数の割賦払によって、施設整備費相当が支払われるという認識をしています。スプレッドは、スタート時期が異なる割賦払に対応して、複数提案してもよいでしょうか。	前段は、ご理解のとおりです。後段は、上乗せスプレッドを対象部分(工区)ごとに提案することも可能です。
271	49	別紙7	1	(3)	1)	サービス購入料の算定方法	割賦払に関する消費税の考え方としては、各回の割賦元本に対して、消費税を計算するという認識でよいでしょうか。つまり、消費税抜きの割賦払は毎回均等となるが、消費税を加算した場合は不均等になると考えています。	施設整備相当は元金均等支払とし、割賦金利は非課税になります。
272	49	別紙7	1	(3)	1)	サービス購入料の算定方法	基準金利の設定日は平成17年7月1日となっておりますが、入札価格の施設整備費相当の積算基準となる基準金利の基準日は平成16年11月1日となっており、この違いに関してはどのように理解すればよろしいでしょうか。ご教示願います。	入札価格の割賦金利は、平成16年11月1日の基準金利と事業者が提案する上乗せスプレッドを合計した金利で算出します。契約金額の割賦金利は、平成17年7月1日の基準金利と提案時の上乗せするスプレッドを合計した金利で算出した金額になります。
273	50	別紙7	1	(3)	1)	サービス購入料の算定方法	工学部1号館 期は平成18年2月末に引渡しますが、初回の割賦金利の対象期間に平成18年3月分が含まれないのは何故でしょうか。一方で、同じ2月末引渡しの、理学部3号館においては、初回の割賦金利対象期間には、3月分が含まれています。	大学の支払い計画により、別紙7に提示した各期の支払い額になります。
274	51	別紙7	1	(3)	2)	維持管理費相当	平成17年下期分の維持管理費のうち、建築物保守管理業務費と清掃業務費だけを、第1回目に支払うのは何故でしょうか。期間内のすべての維持管理業務費について、第1回目に支払ってもらった方が、とてもわかりやすいと考えています。	大学の支払い計画により、別紙7に提示した各期の支払い額になります。
275	57	別紙8	2	(1)		サービス購入料の減額等	モニタリングの結果により、減額されるのは、対象業務の維持管理費部分だけであり、維持管理費全体や他の校舎の維持管理対価、割賦払まで減額されないという認識でよいでしょうか。	モニタリングに基づく減額は、全施設の対象業務の対価に対して減額します。
276	63	別紙10			第4項	出資者誓約書	第4項記載の担保権設定契約書及び融資契約書の写し提出は当事者でない出資者が誓約出来るものではない為、削除願いたく存じます。	株式に担保を設定する場合は出資者が担保設定者として当事者となると考えます。また、第4項の末文の文言につき、「あるいは、事業者をして提出させること」と加筆修正します。
277						基本契約書(案)のタイトル	PFI公募案件においては、「事業契約書」という名称を使うことが多いように見受けられますが、本事業において、「基本契約書」という名称を使用するのは何故でしょうか。また、本契約書(案)の中には、「事業契約書」という表記が見受けられ、タイトルと整合性がとれていないのではないのでしょうか。	入札説明書 P1「第1 入札説明書の定義」のなかで定義づけているため、問題ないと考えます。